

「返還保証書」について

1 「返還保証書」とは

(1) 提出が必要な場合

次の①～③のいずれかにあてはまる場合に提出が必要です。

- ① 連帯保証人に「4親等以内の親族」に該当しない成年者を選任する場合
- ② 保証人に「4親等以内の親族」に該当しない成年者を選任する場合
- ③ 保証人に65歳以上の方を選任する場合

(2) その他必要書類

資産等について、記入内容を証明する書類が必要です。

なお、証明書類はいずれもコピーでの提出が可能です。

- ① 年間収入（所得）金額…源泉徴収票・確定申告書の控（税務署の受付印があるもの）・所得証明書（市区町村発行）等
- ② 預貯金額…預貯金残高証明書（金融機関発行）
- ③ 不動産（評価額）…固定資産評価証明書（市区町村発行）等

2 注意点

- ① 提出が必要な連帯保証人（保証人）がすべて記入してください。
- ② 上記(2)の証明書類とともに提出してください。
- ③ 資産等の状況により、連帯保証人（保証人）としての選任を認められない場合があります。